

〔枕草子五〕だいりは五節のほどこそすゞろに只ならで見る人もをかしうおぼゆれ。○中山ある日かけなどやないばこにいれて、かうぶりしたるをのこもてありくいとをかしう見ゆ。

〔徒然草下〕柳筥にすゆるものは、たてざまよこざま物によるべきにや、卷物などはたてざまにをきて、木のあはひより紙ひねりを通してゆひつく、硯もたてざまに置たる、筆ころばすよしと、三條右大臣殿仰られき、勘解由小路の家の能書の人々は、かりにもたてざまにおかる、事なし、必よこざまにすへられ侍りき。

〔書言字考節用集七器財〕隅赤スミアカ失ハタキ小之制コノヒツ婦人フジン具ツクシ有アリ

〔貞丈雜記八調度〕一大すみあか、小すみあかと云箱あり、かどくを雲がたの如く少高くして、それを朱うるしにてぬり、其外の所は黒くぬり、蒔繪をもする也、赤き所は羅をきせて、上江布目のみゆる様に、朱うるしにてぬる也、冠なども上へ布目を見せてぬる、其如くにぬる也、寸法は婚入道具之記にあり、形は手箱のごとくにて、せい高からず、小すみあかには名香など入る、大すみあかにも相應の物入る、何に入る物といふ定もなし、例にても心次第に入る也、手箱などに同じ、入物定なし、大小ともに同前也、大すみあかには、入レ子六ツ又は八ツ有、けはひ道具をも入る也、大すみ赤小すみ赤同じ體也、此箱古は常に色々の物入たる箱也、今は婚禮の時のかざり物にのみする也。

〔伊呂波字類抄天物〕手筥ハコ

〔女重寶記五用器財〕手箱ハコ

〔類聚名物考調度七〕てばこ 手箱 手筥ハコ 明月記

〔類聚名物考調度七〕皮子手筥 かはごてばこ これは手、工具足に入る故いふなり、今は俗には手道具といふに同じ、手筥ともいふなり、